競争参加者の資格に関する公示

令和6年度を有効期間とする [奥能登土木総合事務所及び中能登土木総合事務所管内] 復旧・復興建設工事共同企業体が契約を締結する場合の一般競争(指名競争)参加資格を得 ようとする者の申請方法等について、次の通り公示します。

> 令和6年4月25日 北陸地方整備局長 遠藤 仁彦

1 対象地域

奥能登土木総合事務所及び中能登土木総合事務所管内(以下「能登地域」という。)

2 入札可能工事

入札公告において能登地域復旧・復興建設工事共同企業体の対象工事であることが明示された 工事。

3 工事種別

工事種別は、次の①から②まで(営繕関連工事については、①、④、⑤、⑦、⑧、⑫、⑯、⑲、⑳及び㉑)に掲げるものとする。

- ① 一般土木工事(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、タイル・れんが・ ブロック工事、水道施設工事、解体工事)
- ② アスファルト舗装工事 (舗装工事)
- ③ 鋼橋上部工事(鋼構造物工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事)
- ④ 造園工事(造園工事)
- ⑤ 建築工事(建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、 タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、防水工事、内装仕上工事、建具工事、清掃施 設工事、解体工事)
- ⑥ 木造建築工事(建築一式工事、大工工事、左官工事、とび・土工・コンクリート工事、屋根工事、タイル・れんが・ブロック工事、内装仕上工事、建具工事、解体工事)
- ⑦ 電気設備工事(電気工事)
- ⑧ 暖冷房衛生設備工事(管工事、熱絶縁工事、水道施設工事、消防施設工事)
- ⑨ セメント・コンクリート舗装工事 (舗装工事)
- ⑩ プレストレスト・コンクリート工事(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事)
- ① 法面処理工事(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、防水工事)
- 迎 塗装工事(塗装工事)
- ① 維持修繕工事(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、解体工事)
- ⑭ 河川しゅんせつ工事(しゅんせつ工事)
- ⑤ グラウト工事(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、解体工事)

- ⑯ 杭打工事(とび・土工・コンクリート工事、解体工事)
- (7) さく井工事(さく井工事)
- (18) プレハブ建築工事(建築一式工事)
- ⑲ 機械設備工事(機械器具設置工事、鋼構造物工事)
- 20 通信設備工事(電気通信工事、鋼構造物工事)
- ② 受変電設備工事(電気工事)
- ② 橋梁補修工事(土木一式工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事、電気工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、塗装工事、防水工事、機械器具設置工事、電気通信工事、解体工事)
- [注]かっこ書きは、各工事種別に対応する建設業法(昭和24年法律第100号)別表第一の上欄に 掲げる建設工事の種類である。
- 4 申請の時期

能登地域復旧・復興建設工事共同企業体の一般競争(指名競争)参加資格の審査にあっては、公示日以降、随時に審査を受け付ける。

- 5 申請の方法
- (1) 申請書の入手方法

「競争参加資格審査申請書(能登地域復旧・復興建設工事)」(以下「申請書」 という。)は、北陸地方整備局ホームページから入手するものとする。

https://www.hrr.mlit.go.jp/keiyaku/JV_shinsei.html

(2) 申請書の提出方法

申請者は、申請書に次に掲げる書類を添付し、原則として電子メール(着信確認を行うこと。)により提出すること。

- ① 復旧・復興建設工事共同企業体協定書(甲)(写し)
- ② 最新の総合評定値通知書(写し)
- ③ 納税証明書 その3の3 (写し)

【提出先】北陸地方整備局総務部契約課 工事契約調整係

電話:025-280-8880

電子メール:84zuiji@hrr.mlit.go.jp

(3) 申請書等の作成に用いる言語

申請書及び添付書類は、日本語で作成すること。

6 復旧・復興建設工事共同企業体としての資格及び審査

「競争参加者の資格に関する公示」(令和4年10月3日付け国土交通省大臣官房会計課長、国土交通省大臣官房官庁営繕部管理課長。以下、「令和4年10月3日付け公示」という。「5 建設工事」の①から⑤に該当する者を構成員に含むもの及び次に掲げる(1)から(5)の条件を満たさないものについては、復旧・復興建設工事共同企業体としての資格がないものとする。それ以外の復旧・復興建設工事共同企業体については、令和4年10月3日付け公示「6 建設工事」(1)に掲げる客観的事項(共通事項)の項目及び(2)に掲げる主観的事項(特別事項)の項目について総合点数を付与して復旧・復興建設工事共同企業体としての資格を認める。

(1) 復旧・復興建設工事共同企業体の構成

復旧・復興建設工事共同企業体の構成は、次の条件を満たす2又は3社による 組合せとする。

- ①同一の等級又は直近の等級に認定された有資格業者又はこれと同等と認められる者の組合せであること。
- ②構成員に被災地域の地元の建設企業 (対象地域に主たる営業所を置くもの) が含まれていること。
- ③会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に 基づき再生手続開始の申立てがなされている者(上記①の再認定を受けた者を除 く。)でないこと。
- ④当該競争参加資格に係る申請の期限の日から認定を行うまでの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止を受けていないこと。
- (2) 構成員の技術的要件

すべての構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。

- ①登録しようとする種別の工事に対応する建設業法の許可業種につき、許可を有しての営業年数が3年以上あること。
- ②登録しようとする種別の工事に対応する建設業法の許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者(建設業法施行規則(昭和24年建設省令第14号)第7条の3第2号に掲げる要件(実務経験のみの要件を除く。)に該当するものであって、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる者をいう。以下同じ。)を工事現場に専任で配置することができること。ただし、当該工事規模に見合った施工能力を有する構成員が当該許可業種に係る監理技術者又は国家資格を有する主任技術者を専任で配置する場合においては、他の構成員の設置する技術者の専任を求めないものとする。

なお、工事において、現場施工に着手するまでの期間及び工事完成後、検査が終了し事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、必ずしも監理技術者 又は主任技術者の専任は要しない。

(3)出資比率要件

全ての構成員が均等割の10分の6以上の出資比率であるものとする。

(4)代表者要件

復旧・復興建設工事共同企業体の代表者は、構成員において決定された被災地域 企業を原則とし、その出資比率は構成員において自主的に定めるものとする。

(5) 復旧・復興建設工事共同企業体の協定書

「復旧・復興建設工事共同企業体協定書(甲)」の様式は上記5(1)へアクセスして入手するものとする。

7 資格審査結果の通知

「一般競争(指名競争)参加資格認定通知書」により通知する。

8 資格の有効期限

復旧・復興建設工事共同企業体としての資格の認定の日から令和7年3月31日ま

でとする。

9 その他

- (1) 復旧・復興建設工事共同企業体の名称は「○○・□□能登地域復旧・復興建設工事 共同企業体」とする。
- (2) 対象工事に係る競争に参加するためには、開札の時において、復旧・復興建設工事共同企業体としての資格の認定を受け、かつ、当該工事の「入札公告(建設工事)」に示すところにより競争参加資格の確認を受けていなければならない。
- (3) 認定を受けた復旧・復興建設工事共同企業体は、「令和5・6年度有資格者名簿 (建設工事) に登録されるものとする。
- (4) 一の企業が北陸地方整備局に登録することができる復旧・復興建設工事共同企業体の数は、1とするものとする。ただし、共同企業体が営業区域や結成する工種を異にしているとき等で継続的な協業関係を維持する上で差し支えないと判断される場合に限り、3までとすることができるものとする。
- (5) 復旧・復興建設工事共同企業体の構成員が、単体企業としても登録することや、他の共同企業体の構成員になることは可能である。